

表 安全・健康管理体制の構築と履行に関する詳細内容

1	事業または事業所の安全・健康目標と経営方針の設定
2	安全・健康業務を総括・管理する専任組織の設置(常時雇用労働者500人以上、施工能力上位200位以内の建設事業者)
3	有害・危険要因を確認・改善する業務手順の策定および点検
4	対策に必要な予算編成、確実に執行される管理体制の構築
5	安全・保険管理責任者などに必要な権限・予算を付与、評価基準の策定
6	必要定数以上の安全・保健管理者、産業保険医の配置
7	関連従事者の意見聴取手続きの策定
8	災害発生などに備えたマニュアルの策定
9	請負業務などでの従業員の安全・健康確保のための基準、手続きの策定など

(出所) 国務調整室